

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年9月20日
【中間会計期間】	第8期中（自平成19年1月1日至平成19年6月30日）
【会社名】	株式会社MonotaRO
【英訳名】	MonotaRO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 瀬戸 欣哉
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06-6262-3530
【事務連絡者氏名】	執行役管理部長 田中 秀和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06-6262-3530
【事務連絡者氏名】	執行役管理部長 田中 秀和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	至平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日
売上高 (千円)	—	4,299,198	5,132,888	6,785,330	9,175,451
経常利益 (千円)	—	228,215	48,400	200,469	450,562
中間(当期)純利益 (千円)	—	227,080	27,666	219,876	453,631
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	2,125,650	1,675,324	1,536,425	1,675,324
発行済株式総数 (株)	—	15,167	46,001	11,800	46,001
純資産額 (千円)	—	2,219,517	2,636,485	813,987	2,608,818
総資産額 (千円)	—	3,898,587	4,185,868	2,618,986	4,631,864
1株当たり純資産額 (円)	—	146,338.59	57,313.66	68,981.96	56,712.21
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	—	15,138.68	601.44	18,633.62	10,016.39
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	599.57	—	10,000.78
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	56.9	63.0	31.1	56.3
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	—	△74,552	△469,714	163,419	184,468
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	—	△67,979	△252,633	△70,847	△232,898
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	—	1,073,305	—	100,000	1,228,757
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高 (千円)	—	1,298,984	826,189	368,211	1,548,537
従業員数 (人)	—	58	65	51	66
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(74)	(148)	(68)	(80)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は第7期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

5. 第6期及び第7期中の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないため記載していません。
6. 当社は平成18年8月21日付で株式1株につき3株の分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年6月30日現在

従業員数（人）	65（148）
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工は含み常用パートは除く。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数が前事業年度平均に比べ68名増加しましたのは、業容拡大に伴う物流センターの移転・拡張による増員、移転初期のトラブル修復に対応するための一時的な臨時作業員の増員のほか、物流センター業務の一部を業務委託していたものを、移転を機に自社運営へ一部切り替えたことによる派遣要員の増員等によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油価格、原材料価格の高騰や国内金利の上昇等懸念材料はあったものの、好調な企業収益を背景とした設備投資の増加、雇用環境や個人消費の改善等に支えられ、穏やかな拡大基調で推移いたしました。

一方、当社が販売する工場用間接資材の販売業界におきましても、国内製造業における活発な生産活動に伴う工場用消耗品、工具、作業用品等の旺盛な需要増加に支えられ、総じて堅調な事業環境で推移いたしました。

このような経済環境のなか、当社は本年2月に新規カタログ（間接資材総合カタログVol.11）、4月に事務用品に特化した「文房具カタログ」、5月に特価商品だけを掲載した「価格破壊カタログ」の発行やファクシミリやダイレクトメールによるタイムリーなチラシを発行、インターネットを使った広告等、積極的なプロモーション活動を展開しました。また、1月に大阪府東大阪市の物流センターを約3倍の広さの兵庫県尼崎市のプロロジスパーク尼崎3階1フロア約24,400㎡に移転し、取扱量の増加対応や商品ラインアップのより一層の強化、顧客の利便性を考慮した、商品カテゴリーに特化したウェブサイトのオープンなど、事業の発展・拡大、継続的な成長への積極的な取り組みを行い、当中間会計期間において31,025件の新規顧客を獲得することができ、当中間会計期間末現在の登録会員数(注)は、207,116件となりました。

この結果、当中間会計期間の売上高は5,132百万円（前年同期比19.4%増）となりました。一方、利益面では、物流センター移転に伴う移転引越費用、備品等購入費用や、新旧物流センターの重複稼働期間の発生による賃借料及び物流作業要員の人件費の二重負担等、当初から想定していた費用の増加のほか、物流センター移転に絡んで、管理不備等により発生した出荷遅れ等の初期トラブル修復のため、物流部門を中心に臨時の人員を大量に投入したこと等により、一時的な販売費及び一般管理費が多額に発生した影響もあり、営業利益は49百万円（前年同期比78.0%減）、経常利益は48百万円（前年同期比78.8%減）となりました。また、同じく物流センターの移転に絡んで発生した商品廃棄損や固定資産除却損の特別損失等により、中間純利益は27百万円（前年同期比87.8%減）となりました。

事業の品目別の業績概要は、次のとおりであります。

① 工場消耗品

切削工具、測定工具、作業工具、手袋、清掃用品・洗剤などの受注の好調に支えられ、売上高は2,761百万円（前年同期比14.7%増）となりました。

② 工場交換部品

配管・継手、梱包用品、機械部品、ねじ・ボルト類などの受注の好調に支えられ、売上高は1,568百万円（前年同期比21.6%増）となりました。

③ その他

事務用品、作業服、照明などの受注の好調に支えられ、売上高は803百万円（前年同期比33.5%増）となりました。

(注) 1社で複数の事業所が登録されている場合があります。また、個人事業主も含まれております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)残高は、前中間会計期間末に比べ472百万円(36.4%)減少し、826百万円となりました。当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは469百万円の減少、投資活動によるキャッシュ・フローは252百万円の減少、また、財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、469百万円の減少となりました。これは主に、仕入債務の減少による支出379百万円、たな卸資産の増加による支出155百万円によるものであります。

なお、前中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、74百万円の減少でありました。これは主に、税引前中間純利益228百万円は計上できたものの、売上債権の増加による支出144百万円、たな卸資産の増加による支出190百万円によるものであります。

以上の結果、当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間会計期間に比べ395百万円の減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、252百万円の減少となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出218百万円、無形固定資産の取得による支出65百万円によるものであります。

なお、前中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、67百万円の減少でありました。これは主に、無形固定資産の取得による支出65百万円によるものであります。

以上の結果、当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間会計期間に比べ184百万円の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の増減はありません。

なお、前中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、1,073百万円の増加でありました。これは、増資による収入1,173百万円と短期借入金の返済による支出100百万円によるものであります。

以上の結果、当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前中間会計期間に比べ1,073百万円の減少となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当中間会計期間の仕入実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)
工場消耗品	1,955,289	113.2
工場交換部品	1,111,021	135.8
その他	623,016	128.5
合計 (千円)	3,689,328	121.8

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
工場消耗品	2,761,061	114.7
工場交換部品	1,568,133	121.6
その他	803,693	133.5
合計 (千円)	5,132,888	119.4

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設のうち、物流センター設備につきましては、本年1月に物流センターを移転・拡大し、物流センター設備の新設は完了いたしました。また、オフィスにつきましても一部部門が同月に移転し、当中間会計期間末までに計画中のソフトウェア導入も一部が完了いたしました。

これにより、物流センターの面積は、従来に比べ約3倍となり、取扱可能商品数も約3倍と、物流能力は大きく拡大いたしました。また、オフィスサイドにおきましても、新規開発のソフトウェアの導入により、顧客サービス対応能力は拡大いたしました。

なお、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,800
計	52,800

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年9月20日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	46,001	46,001	東京証券取引所 (マザーズ)	—
計	46,001	46,001	—	—

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成17年10月14日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	409(注)1	404(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,227	1,212
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 116,667(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 116,667 資本組入額 1株当たり 58,334	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 3. その他の条件については当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「株式会社MonotaR0新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 平成18年8月21日付で1株を3株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

会社法第236条及び第238条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

② 平成18年9月8日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	552 (注) 1	546 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	552	546
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 340,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 340,000 資本組入額 1株当たり 170,000	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 3. その他の条件については当社と対象執行役及び従業員との間で締結した「株式会社MonotaR0新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
2. 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成19年1月1日～ 平成19年6月30日	—	46,001	—	1,675,324	—	479,862

(5) 【大株主の状況】

平成19年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
グレンジャーインターナショナルリンク (常任代理人 田中秀和)	100 Grainger Parkway Lake Forest, IL 60045-5201 U.S.A (大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング3F 株式会社MonotaR0)	17,640	38.34
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	14,229	30.93
ワークス投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋1丁目8-7	2,242	4.87
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋2丁目14-1	1,255	2.72
MonotaR0従業員持株会	大阪市中央区安土町2丁目3-13	385	0.83
株式会社ドリームインキュベータ	東京都目黒区上目黒2-1-1	380	0.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	346	0.75
瀬戸 欣哉	大阪市福島区	300	0.65
エイチエスビーシーファンドサービスズパークスアセットマネジメントコーポレイテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	280	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	258	0.56
計	—	37,315	81.1

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,001	46,001	権利内容に何ら限定のない会社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	46,001	—	—
総株主の議決権	—	46,001	—

②【自己株式等】

平成19年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	384,000	337,000	254,000	291,000	273,000	228,000
最低(円)	290,000	232,000	201,000	225,000	165,000	184,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）及び当中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成18年11月2日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		1,298,984		826,189		1,548,537	
2. 受取手形		485		715		—	
3. 売掛金		1,012,309		1,199,369		1,133,787	
4. たな卸資産		1,006,696		1,170,712		1,015,352	
5. 未収入金	※2	305,311		349,306		385,675	
6. その他		34,724		59,504		77,331	
貸倒引当金		△33,867		△18,972		△22,325	
流動資産合計		3,624,643	93.0	3,586,823	85.7	4,138,359	89.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1	34,618		223,059		116,397	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		133,099		222,864		178,399	
(2) その他		47,772		26,617		39,162	
無形固定資産合計		180,871		249,482		217,562	
3. 投資その他の資産							
(1) 差入保証金		55,181		125,780		156,802	
(2) その他		11,275		10,340		14,850	
貸倒引当金		△8,003		△9,618		△12,107	
投資その他の資産 合計		58,454		126,502		159,545	
固定資産合計		273,944	7.0	599,044	14.3	493,505	10.7
資産合計		3,898,587	100.0	4,185,868	100.0	4,631,864	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形	※3	3,477		6,170		5,324	
2. 買掛金		1,344,744		1,234,193		1,614,131	
3. 未払金		282,146		272,174		351,899	
4. 未払法人税等		8,625		7,289		8,185	
5. 賞与引当金		16,330		14,576		17,110	
6. その他	※2	23,746		14,976		26,395	
流動負債合計		1,679,070	43.1	1,549,382	37.0	2,023,045	43.7
負債合計		1,679,070	43.1	1,549,382	37.0	2,023,045	43.7
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		2,125,650	54.5	1,675,324	40.0	1,675,324	36.2
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		2,005,650		479,862		479,862	
資本剰余金合計		2,005,650	51.4	479,862	11.5	479,862	10.3
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△1,911,782		481,298		453,631	
利益剰余金合計		△1,911,782	△49.0	481,298	11.5	453,631	9.8
株主資本合計		2,219,517	56.9	2,636,485	63.0	2,608,818	56.3
純資産合計		2,219,517	56.9	2,636,485	63.0	2,608,818	56.3
負債純資産合計		3,898,587	100.0	4,185,868	100.0	4,631,864	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高		4,299,198	100.0	5,132,888	100.0	9,175,451	100.0			
II 売上原価	※1	3,184,895	74.1	3,815,680	74.3	6,857,576	74.7			
売上総利益		1,114,303	25.9	1,317,207	25.7	2,317,875	25.3			
III 販売費及び一般管理 費		886,717	20.6	1,267,226	24.7	1,855,726	20.3			
営業利益		227,586	5.3	49,981	1.0	462,149	5.0			
IV 営業外収益	※2	6,962	0.2	3,295	0.0	11,774	0.1			
V 営業外費用	※3	6,332	0.2	4,877	0.1	23,360	0.2			
経常利益		228,215	5.3	48,400	0.9	450,562	4.9			
VI 特別利益	※4	—	—	2,198	0.0	—	—			
VII 特別損失	※5	—	—	10,080	0.1	—	—			
税引前中間(当 期)純利益		228,215	5.3	40,517	0.8	450,562	4.9			
法人税、住民税及 び事業税		1,620		2,323		3,240				
法人税等調整額		△484	1,135	0.0	10,527	12,850	0.3	△6,308	△3,068	△0.0
中間(当期)純利 益		227,080	5.3	27,666	0.5	453,631	4.9			

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年1月1日 至平成18年6月30日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成17年12月31日 残高（千円）	1,536,425	1,416,425	1,416,425	△2,138,862	△2,138,862	813,987	813,987
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	589,225	589,225	589,225			1,178,450	1,178,450
中間純利益				227,080	227,080	227,080	227,080
中間会計期間中の変動額合計（千円）	589,225	589,225	589,225	227,080	227,080	1,405,530	1,405,530
平成18年6月30日 残高（千円）	2,125,650	2,005,650	2,005,650	△1,911,782	△1,911,782	2,219,517	2,219,517

当中間会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年12月31日 残高（千円）	1,675,324	479,862	479,862	453,631	453,631	2,608,818	2,608,818
中間会計期間中の変動額							
中間純利益				27,666	27,666	27,666	27,666
中間会計期間中の変動額合計（千円）				27,666	27,666	27,666	27,666
平成19年6月30日 残高（千円）	1,675,324	479,862	479,862	481,298	481,298	2,636,485	2,636,485

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成17年12月31日 残高（千円）	1,536,425	1,416,425	1,416,425	△2,138,862	△2,138,862	813,987	813,987
事業年度中の変動額							
新株の発行	670,600	670,600	670,600			1,341,200	1,341,200
当期純利益				453,631	453,631	453,631	453,631
資本金及び資本準備金の減少による欠損補填	△531,700	△1,607,162	△1,607,162	2,138,862	2,138,862	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	138,899	△936,562	△936,562	2,592,494	2,592,494	1,794,831	1,794,831
平成18年12月31日 残高（千円）	1,675,324	479,862	479,862	453,631	453,631	2,608,818	2,608,818

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純利益		228,215	40,517	450,562
減価償却費		27,156	58,908	60,574
賞与引当金の増減額 (△減少)		4,265	△4,090	6,526
貸倒引当金の増減額 (△減少)		1,247	△5,841	△6,189
受取利息及び受取配当金		△0	△20	△2
支払利息		180	—	180
新株発行費		5,144	—	—
株式交付費		—	—	12,442
有形固定資産除却損		—	1,559	—
売上債権の増加額		△144,844	△66,297	△265,837
たな卸資産の増加額		△190,808	△155,359	△199,464
未収入金の増減額 (△増加)		14,670	41,333	△65,694
仕入債務の増減額 (△減少)		△52,296	△379,090	218,936
未払金の増加額		44,733	6,437	24,382
その他		△8,977	△4,466	△48,711
小計		△71,313	△466,409	187,705
利息及び配当金の受取額		0	20	2
法人税等の支払額		△3,240	△3,326	△3,240
営業活動によるキャッシュ・フロー		△74,552	△469,714	184,468

		前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△3,430	△218,367	△5,648
無形固定資産の取得による支出		△65,449	△65,288	△126,529
保証金の支出		△100	△2,392	△103,980
保証金の回収による収入		1,000	33,414	3,260
投資活動によるキャッシュ・フロー		△67,979	△252,633	△232,898
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の減少額		△100,000	—	△100,000
増資による収入		1,173,305	—	1,328,757
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,073,305	—	1,228,757
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△減少)		930,772	△722,348	1,180,326
V 現金及び現金同等物の期首残高		368,211	1,548,537	368,211
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	※1	1,298,984	826,189	1,548,537

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 (1) 商品 先入先出法による原価法 (2) 未着品 個別法による原価法 (3) 貯蔵品 個別法による原価法	たな卸資産 (1) 商品 同左 (2) 未着品 同左 (3) 貯蔵品 同左	たな卸資産 (1) 商品 同左 (2) 未着品 同左 (3) 貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 ①建物（建物付属設備を除く） 定額法 ②その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～15年 工具、器具及び備品 4年～6年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 ①建物（建物付属設備を除く） 同左 ②その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～15年 機械及び装置 7年～12年 工具、器具及び備品 4年～6年 (会計方針の変更) 平成19年度の法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴う損益への影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 ①建物（建物付属設備を除く） 同左 ②その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～15年 工具、器具及び備品 4年～6年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	—————	—————	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失にそなえるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担分を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は2,219,517千円であります。なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は2,608,818千円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年6月30日)	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 81,474千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 114,590千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 88,091千円
※2. 消費税等の取扱 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。	※2. 消費税等の取扱 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の未収入金に含めて表示しております。	2. _____
3. _____	※3. 中間会計期間末日満期手形の会計処理 中間会計期間末日は金融機関の休日のため、中間会計期間末日決済予定の支払手形の一部は翌営業日の決済処理となっており、下記の科目に中間会計期間末日決済予定金額が含まれています。 支払手形 1,531千円	※3. 期末日満期手形の会計処理 期末日は金融機関の休日のため、期末日決済予定の支払手形の一部は翌営業日の決済処理となっており、下記の科目に期末日決済予定金額が含まれています。 支払手形 1,417千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
※1. 売上原価には、次の販売諸掛を含んでおります。 商品送料 275,577千円 その他の販売諸掛 30,081千円	※1. 売上原価には、次の販売諸掛を含んでおります。 商品送料 328,249千円 その他の販売諸掛 38,631千円	※1. 売上原価には、次の販売諸掛を含んでおります。 商品送料 600,155千円 その他の販売諸掛 65,959千円
※2. 営業外収益の主要項目 為替差益 3,541千円 保険求償金 1,371千円 振込手数料 875千円	※2. 営業外収益の主要項目 振込手数料 1,113千円 保険求償金 897千円	※2. 営業外収益の主要項目 為替差益 5,795千円 振込手数料 1,918千円 保険求償金 2,124千円
※3. 営業外費用の主要項目 支払利息 180千円 新株発行費 5,144千円 破損商品処分損 921千円	※3. 営業外費用の主要項目 破損商品処分損 1,658千円 商品評価損 3,056千円	※3. 営業外費用の主要項目 支払利息 180千円 株式交付費 12,442千円 上場関連費用 8,713千円 破損商品処分損 1,735千円
※4. 特別利益の主要項目 _____	※4. 特別利益の主要項目 貸倒引当金戻入益 2,198千円	※4. 特別利益の主要項目 _____
※5. 特別損失の主要項目 _____	※5. 特別損失の主要項目 固定資産除却損 1,559千円 商品廃棄損 8,520千円	※5. 特別損失の主要項目 _____
6. 減価償却実施額 有形固定資産 5,510千円 無形固定資産 21,646千円	6. 減価償却実施額 有形固定資産 26,498千円 無形固定資産 32,410千円	6. 減価償却実施額 有形固定資産 12,474千円 無形固定資産 48,099千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,800	3,367	—	15,167
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加3,367株は、第三者割当による新株式発行による増加であります。

当中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	46,001	—	—	46,001
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

前事業年度 (自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,800	34,201	—	46,001
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加34,201株は、第三者割当による新株式発行を実施したことによる増加3,367株、平成18年8月21日付で1株につき3株の株式分割を行ったことによる増加30,334株及び公募による新株式発行を実施したことによる増加500株によるものであります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年6月30日現在) (千円)	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年6月30日現在) (千円)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 <u>1,298,984</u>	現金及び預金勘定 <u>826,189</u>	現金及び預金勘定 <u>1,548,537</u>
現金及び現金同等物 <u>1,298,984</u>	現金及び現金同等物 <u>826,189</u>	現金及び現金同等物 <u>1,548,537</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																												
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース取引は事業内容に照らして重要性が乏しく、契約1件当たりのリース料総額も300万円を超えるものがないため、記載を省略しております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="534 389 949 698"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両 運搬具</td> <td>14,475</td> <td>1,447</td> <td>13,028</td> </tr> <tr> <td>工具、器 具及び備 品</td> <td>42,090</td> <td>4,209</td> <td>37,881</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>56,565</td> <td>5,656</td> <td>50,909</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="534 725 949 875"> <tr> <td>1年内</td> <td>10,885千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>40,341千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>51,227千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table data-bbox="534 902 949 1048"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6,028千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5,656千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>689千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	車両 運搬具	14,475	1,447	13,028	工具、器 具及び備 品	42,090	4,209	37,881	合 計	56,565	5,656	50,909	1年内	10,885千円	1年超	40,341千円	合 計	51,227千円	支払リース料	6,028千円	減価償却費相当額	5,656千円	支払利息相当額	689千円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース取引は事業内容に照らして重要性が乏しく、契約1件当たりのリース料総額も300万円を超えるものがないため、記載を省略しております。</p>
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)																											
車両 運搬具	14,475	1,447	13,028																											
工具、器 具及び備 品	42,090	4,209	37,881																											
合 計	56,565	5,656	50,909																											
1年内	10,885千円																													
1年超	40,341千円																													
合 計	51,227千円																													
支払リース料	6,028千円																													
減価償却費相当額	5,656千円																													
支払利息相当額	689千円																													

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成19年6月30日)

該当事項はありません。

前事業年度末 (平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

当中間会計期間において付与したストックオプションは、以下のとおりであります。

種類	第1回新株予約権
決議年月日	平成17年10月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 46
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,236
付与日	平成18年2月1日
権利確定条件	付与日(平成18年2月1日)以降、権利確定日(平成19年10月31日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
対象勤務期間	1年9か月間 (自 平成18年2月1日 至 平成19年10月31日)
権利行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日
権利行使価格(円)	1株当たり 116,667
付与日における公正な評価単価(円)	—

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

当中間会計期間中に付与したストックオプションはないため、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当事業年度において付与したストックオプションは、以下のとおりであります。

種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成17年10月14日	平成18年9月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 46	執行役 1 従業員 52
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,236	普通株式 564
付与日	平成18年2月1日	平成18年9月9日
権利確定条件	付与日(平成18年2月1日)以降、権利確定日(平成19年10月31日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。	付与日(平成18年9月9日)以降、権利確定日(平成20年9月30日)まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
対象勤務期間	1年9か月間 (自 平成18年2月1日 至 平成19年10月31日)	2年1か月間 (自 平成18年9月9日 至 平成20年9月30日)
権利行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日
権利行使価格(円)	1株当たり 116,667	1株当たり 340,000
付与日における公正な評価単価(円)	—	0

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり純資産額 146,338.59円 1株当たり中間純利益 金額 15,138.68円	1株当たり純資産額 57,313.66円 1株当たり中間純利益 金額 601.44円 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 599.57円	1株当たり純資産額 56,712.21円 1株当たり当期純利益 金額 10,016.39円 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 10,000.78円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	<p>当社は、平成18年8月21日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 48,779.53円 1株当たり中間純利益 5,046.23円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間会計期間において潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	<p>当社は、平成18年8月21日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 22,993.99円 1株当たり当期純利益 6,211.21円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度において潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
中間(当期)純利益(千円)	227,080	27,666	453,631
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	227,080	27,666	453,631
期中平均株式数(株)	15,000	46,001	45,289
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	144	71
(うち新株予約権(株))	—	(144)	(71)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	平成18年9月8日臨時株主総会決議、新株予約権。なお、この概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)						
<p>(1) 株式分割</p> <p>平成18年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>① 分割により増加する株式数</p> <p>普通株式とし、平成18年8月20日(日曜日)(ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成18年8月18日(金曜日))最終の発行済株式総数に2を乗じた株式数とする。</p> <p>② 分割の方法</p> <p>平成18年8月20日(日曜日)(ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成18年8月18日(金曜日))を基準日として株主の所有株式を、1株につき3株の割合をもって分割する。</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たりの情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="108 891 515 1146"> <thead> <tr> <th>当中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 48,779.53円</td> <td>1株当たり純資産額 22,993.99円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 5,046.23円</td> <td>1株当たり当期純利益 6,211.21円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 新株予約権の発行</p> <p>平成18年9月8日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社の執行役及び従業員に対して、平成18年9月9日付で下記要領により、新株予約権を発行しました。</p>	当中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 48,779.53円	1株当たり純資産額 22,993.99円	1株当たり中間純利益 5,046.23円	1株当たり当期純利益 6,211.21円		
当中間会計期間	前事業年度							
1株当たり純資産額 48,779.53円	1株当たり純資産額 22,993.99円							
1株当たり中間純利益 5,046.23円	1株当たり当期純利益 6,211.21円							

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
<p>1. 募集事項</p> <p>① 募集新株予約権の内容及び数</p> <p>i 募集新株予約権の内容</p> <p>一 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数}}{\text{株式数}} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。</p> <p>二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>新株予約権行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」とする）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、当社事業と類似する会社との比較によって得られる価格を基準として設定した金額とし、金340,000円とする。なお、新株予約権発行後、当社が下記の各事由が生じたときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
<p>ア. 株式分割または株式併合を行う場合</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{併合の比率}} \times \frac{1}{\text{分割}}$ <p>イ. 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{新規株式発行前の1株当たりの時価}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。</p> <p>三. 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成20年10月1日から平成28年8月31日までとする。</p> <p>ただし、行使できる新株予約権の数及びそれぞれの行使期間は、次によるものとする。</p> <p>ア. 付与数135株及び165株の者</p> <p>平成20年10月1日から平成21年8月31日までの間に最高55株</p> <p>平成21年9月1日から平成22年8月31日までの間に最高55株</p> <p>平成22年9月1日から平成23年8月31日までの間に最高55株</p> <p>上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成23年9月1日から平成28年8月31日までに行使できるものとする。</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
<p>イ. 付与数18株及び30株の者 平成20年10月1日から平成21年8月31日までの間に最高15株 平成21年9月1日から平成22年8月31日までの間に最高15株 上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成22年9月1日から平成28年8月31日までに行使できるものとする。</p> <p>ウ. 付与数12株以内の者 平成20年10月1日から平成28年8月31日まで</p> <p>四 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p> <p>五 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>六 新株予約権の行使の条件 ア. 新株予約権の割当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社の執行役又は社員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>イ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>ウ. その他の条件については当社と対象従業員との間で締結した「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
<p>七 当社による新株予約権の取得事由</p> <p>ア. 新株予約権者が、権利行使前に六アに規定する新株予約権行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>イ. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>八 株式交換及び株式移転時の取扱い</p> <p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係わる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に継承できるものとし、継承された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。</p> <p>ア. 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式</p> <p>イ. 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる</p> <p>ウ. 継承後の新株予約権の払込価額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>エ. 継承後の新株予約権の権利行使期間 本新株予約権に定める権利行使期間とする。</p> <p>オ. 継承後の新株予約権の権利行使条件ならびに取得事由および条件 本新株予約権に定める権利行使条件ならびに取得事由および条件とする。</p> <p>カ. 継承後の新株予約権の譲渡制限 継承後の新株予約権については完全親会社の取締役会の承認を要する。</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																
<p>ii 募集新株予約権の数 564個を上限とする。</p> <p>② 募集新株予約権についての金銭の払込について 募集新株予約権につき、金銭の払込みは要しないこととする。</p> <p>③ 募集新株予約権の割当日 募集新株予約権の割当日は平成18年9月9日とする。</p> <p>2. 特に有利な条件により新株予約権を発行する理由 当社は業績向上への意欲と士気を高め、健全な経営と持続的に成長する企業になることを目的とし、当社の執行役員及び社員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものとする。</p> <p>3. 新株予約権の割当を受ける者、割当てる新株予約権の数</p> <table border="0" data-bbox="183 792 512 853"> <tr> <td>当社執行役</td> <td>1名</td> <td>30個</td> </tr> <tr> <td>当社使用人</td> <td>54名</td> <td>534個</td> </tr> </table> <p>(3) 資本の減少 当社は、平成18年9月8日開催の臨時株主総会において、資本の減少について承認することが決議され、平成18年10月13日に資本の減少を行う予定です。</p> <p>1. 資本減少の目的 資本の欠損補填</p> <p>2. 減少すべき資本の額 資本の額2,125,650,000円を531,700,287円減少して1,593,949,713円とする。</p> <p>3. 資本減少の方法 発行済株式数の減少を行わず、資本の額のみを減少する方法とする。</p> <p>4. 減資の日程</p> <table border="0" data-bbox="164 1317 512 1554"> <tr> <td>取締役会決議日</td> <td>平成18年5月19日</td> </tr> <tr> <td>臨時株主総会決議日</td> <td>平成18年9月8日</td> </tr> <tr> <td>債権者異議申述公告日</td> <td>平成18年9月9日</td> </tr> <tr> <td>債権者異議申述最終期限</td> <td>平成18年10月12日</td> </tr> <tr> <td>減資の効力発生日</td> <td>平成18年10月13日</td> </tr> </table>	当社執行役	1名	30個	当社使用人	54名	534個	取締役会決議日	平成18年5月19日	臨時株主総会決議日	平成18年9月8日	債権者異議申述公告日	平成18年9月9日	債権者異議申述最終期限	平成18年10月12日	減資の効力発生日	平成18年10月13日		
当社執行役	1名	30個																
当社使用人	54名	534個																
取締役会決議日	平成18年5月19日																	
臨時株主総会決議日	平成18年9月8日																	
債権者異議申述公告日	平成18年9月9日																	
債権者異議申述最終期限	平成18年10月12日																	
減資の効力発生日	平成18年10月13日																	

<p>前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(4) 資本準備金の減少</p> <p>当社は、平成18年9月8日開催の臨時株主総会において、資本準備金の減少について承認することが決議され、平成18年10月13日に資本準備金の減少を行う予定です。</p> <p>1. 資本準備金減少の目的 資本の欠損補填</p> <p>2. 減少すべき資本準備金の額 資本準備金の額2,005,650,000円を1,607,162,571円減少して398,487,429円とする。</p> <p>3. 資本準備金減少の方法 発行済株式数の減少を行わず、資本準備金の額のみを減少する方法とする。</p> <p>4. 減資の日程</p> <p>取締役会決議日 平成18年5月19日</p> <p>臨時株主総会決議日 平成18年9月8日</p> <p>債権者異議申述公告日 平成18年9月9日</p> <p>債権者異議申述最終期限 平成18年10月12日</p> <p>減資の効力発生日 平成18年10月13日</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）平成19年3月28日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月1日

株式会社 MonotaRO

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐伯 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高野 文雄 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社MonotaROの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社MonotaROの平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年8月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っている。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年9月8日開催の臨時株主総会及び取締役会において、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを決議し、平成18年9月9日に発行している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は欠損金の填補を目的として、平成18年9月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、減資（無償による）することを決定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月19日

株式会社 MonotaRO

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐伯 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高野 文雄 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社MonotaROの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社MonotaROの平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。